

令和6年11月1日

事業主殿

日光労働基準協会
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育開催のご案内

この度、最大荷重1ト以上のフォークリフト運転技能講習修了後5年を経過した場合には、労働安全衛生法第60条の2項の規定により、厚生労働省の定める労働安全教育の指針に基づき、一定期間の教育を実施しなければならないことから、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を林業・木材製造業労働災害防止協会の協力を得て下記のとおり開催いたしますので、当該者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

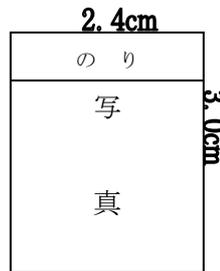
記

1. 日 時 **令和7年1月28日（火）午前9時～午後5時（8:45 受付）**
2. 場 所 **日光市大沢公民館 会議室**（日光市大沢町 809-1）
3. 対 象 者 フォークリフト運転業務者で資格取得後概ね5年経過した者
4. 受 講 料 会 員 **9,405円** 内訳 受講料 7,700円・教材 1,705円（消費税を含む）
非会員 **13,405円** 内訳 受講料 11,700円・教材 1,705円（消費税を含む）
5. 定 員 **30名**（定員になり次第締め切ります。また、最少催行人員に満たない場合は中止になる事もございますので、ご了承下さい。）
6. 申 込 先 日光労働基準協会（日光市今市306-2 TEL0288-21-2047）
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金119490 日光労働基準協会
7. 申込み方法 別紙申込書に必要事項を記入のうえ、受講料及びフォークリフト運転技能講習修了証のコピーを添付してお申込み下さい。
8. 締 切 日 **令和7年1月14日（火）**
9. 講習科目 ・最近のフォークリフトの特徴 ・フォークリフトの取扱いと保守
・災害事例及び関係法令
10. そ の 他 ①受講申込書には写真（3.0cm×2.4cm）1枚を貼付して下さい。
②申込用紙が不足の時はコピーして使用して下さい。
③受講当日は受講票・筆記用具を持参して下さい。
④全教育受講した方には、修了証を交付します。

《 注意事項 》

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、当日のマスクの着用は個人の判断に委ねます。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 受講申込書・修了証台帳



ふりがな				修了証 第 号 番 号	
氏 名					
併記を希望する場合の旧姓又は通称 (要確認書類)					
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日		
現 住 所	〒 _____ TEL ()				
勤 務 先	所 在 地	〒 _____ TEL ()			
	名 称				
フォークリフト 運転技能講習 修了証	交 付 機 関 の 名 称				
	交 付 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	修了証 番 号	第 号

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員	実施管理者	受付担当者

注) ※記入しないこと。